



# やまぐち

平成11年

6月発行



山口県土地家屋調査士会

# 目 次

## 【ごあいさつ】

着任のごあいさつ.....	山 口 地 方 法 務 局 長 尼 崎 健 造.....	1
着任のごあいさつ.....	山 口 地 方 法 務 局 首 席 登 記 官 杉 村 純 雄.....	4
2年間を顧みて.....	会 長 乗 川 良 介.....	5

## 【報 告 書】

第2回山口県土地家屋調査士会本部研修会開催.....業 務 部	若 林 功.....	7
公団社員業務研修会開催報告.....	協 会 業 務 部.....	9
法務局登記部門と山口県土地家屋調査士会との協議会議事録.....		11
法務局登記部門・山口県土木建築部用地課と 山口県家屋調査士会との協議会議事録.....		15

研 修 日 記 .....	下関支部	勝 又 都 .....	17
研修会に参加して .....	山 口 支 部	八 木 肇 .....	18
新入会員研修会に参加して .....	下 関 支 部	井 上 信 宏 .....	18
研修会の感想 .....	下 関 支 部	山 岐 義 文 .....	19
新人研修会に参加して .....	岩 国 支 部	松 井 昭 .....	20
新入会員研修に参加して .....	山 口 支 部	渡 遼 一 正 .....	20
調査士会と公団協会との協議会 .....			22
支部研修会をふりかえって .....	宇都支部	藤 本 精 二 .....	23
原野友一先生、米寿を迎える .....			25
「不動産表示登記」無料相談開催場所・相談件数 .....			26
年計表から見る山口会の実情 .....	総 務 財 務 担 当 副 会 長 濑 口 潤 二 .....	27	

## 【事務局だより】

・会員異動状況 .....			28
・会 務 報 告 .....			29
・広報部会お礼の言葉 .....	広 報 部		30

## 着任のごあいさつ



山口地方法務局長 尼崎 健造

全国的に半年よりも早い桜の開花宣言が出され、それでも、その後の花詠えの気象が幸いしたのか、山口地方においては桜の花が満開を迎える4月上旬、山口地方法務局長に着任いたしました。

今後、山口県土地家屋調査士会並びに県内土地家屋調査士の皆様方には、何とか御交説を賜わることとなります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私の長い法務局生活は、主に九州管内の法務局（長崎・福岡・熊本）の勤務でしたから、中国地方の勤務は、前任地の広島法務局の1年間だけで、山口県で勤務し、生活するのは、今回が初めてのことになります。当然、県内の地理は全く不案内でありますし、また、県内諸事情についても、正直に申し上げて、ほとんど存じ上げない状況にあります。日下、管内支局・出張所を訪れて、法務局を取り巻く諸情勢の把握に努めているところです。

そもそもが長崎県平戸市を故郷とする者で、これまでの山口県との因縁は、山口市及びその周辺に2回だけお伺いしたことがある程度ですが、これまであまり意識したことにはなかったものの、私の父方の祖父（すでに30数年前に故人）が、山口県内の出身であるという因縁があり、いつか、行ってみたい所ではありました。今回、山口県民に加入させていただけて以来約1か月、見るもの聞くもの、すべてこれが新鮮であり、特に、県内諸所で我が国近代化の偉大なる指導者を輩出した歴史に触れることができ、感動しております。これら時代を先取りした英傑達の行動力は、その後の我が国中央政界をリードする大政治家に受け継がれ、それは、現在もなお、斯々として引き継がれているようと思われます。これらの進取の精神は、山口県の県民性と言ってもよいのでしょうか。私ども山口地方法務局にあって民事法務行政を所掌する職員の間にも流れているものと確信いたしておりますし、また、土地家屋調査士の皆様方におかれましても御同様のことから存じているところであります。

現在、我が国においては行財政改革が大きな政治課題となって、遅々と施策が打ち出

されてきておりることは、皆様方もよく御承知のところでございます。その一つとして、中央省庁改革関連法案が今次国会において審議され、今後の行政組織や行政手法の在り方が大きく変革されようとしているところであります。このような我が国の行政全体の変革という大きな流れの中にあって、私ども法務局もこれまで以上に組織のスリム化をはじめとする局務運営上での変革が求められることになります。そして、私どもといたしましては、これらの変革を求めるのが国民各位の声であるということを十分に認識した上で、今後の施策に取り組んでいく必要があることを痛感している次第です。

また、私ども法務局で取り扱っている各種業務についても、我が国が高度情報化社会へと進展する中で、多様な付加価値を求める国民のニーズが高まり、従来どおりの行政サービスを提供しているだけでは、社会から取り残されていくことにもなりかねないことを認識しなければならないと考えているところであります。

法務局の主要な業務である不動産登記制度についても、解決が急がれる課題が少なくありません。現在、法務局においては、不動産及び会社・法人登記簿のコンピュータ化を全国的規模で推進しているところであり、山口局においても、今後、ますます精力的な取り組みが進められる予定となっているところであります。この登記のコンピュータ化は、単に登記情報をブックから電子情報化しただけのものではなく、今後の登記所の集約化後の登記情報の提供として全国規模での情報交換システム等を視野に入れた施策であり、国民各位への新たなサービス提供として期待されるものであります。

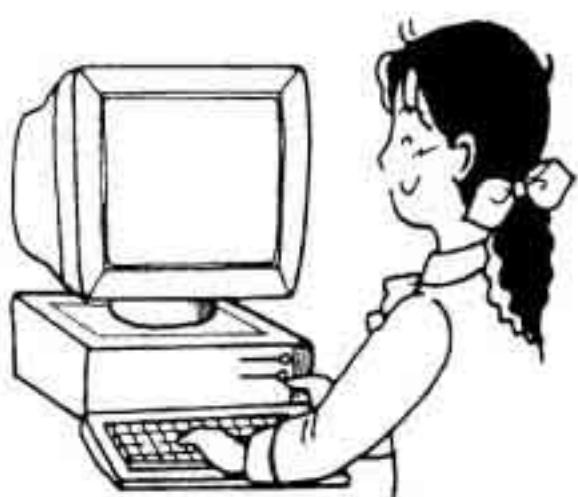
一方、かねて各方面から指摘されているように表示登記制度の充実のため、地図問題への取り組みが一層強く望まれています。法務局としても、表示登記専門官の支局・出張所への配置により事務処理体制を強化することとしたほか、大規模支局に地図管理システムを導入し、コンピュータによる地図整備を目指した具体的な施策を進めているところであります。幸いにして、山口局では、地図管理システムは、最初の全国展開となった平成5年度に導入されており、ついで下関支局にも導入されております。また、地図整備のための具体的推進方策として、登記簿と地図の調査・一筆対査・整理作業や法第17条地図作成作業の実施、あるいは基準点設置作業などが実施され、現在も引き続いで実施されているものもあります。山口県内においても、これまで、地図整備のための各種作業が実施されてきているところであり、さらに今後も、いろいろな展開が期待されるところであります。その意味では、特に、公団土地家屋調査士協会をはじめとする土地家屋調査士の皆様方の絶大な御理解と献身的な御協力をいただきたいといふ旨おう

かがいし、感謝に堪えないところでありますし、大変心丈夫に存じているところであります。

これまでも、表示登記の事務処理体制の充実強化の課題は、これから不動産登記行政の重要な柱の一つと位置づけられてきたところでありますが、私といたしましても、その方針を維持し、表示登記の適正・迅速な処理を目指して、その体制づくりのために取り組んでまいりたいと考えております。

つきましては、皆様方の御意見もよくおうかがいいたした上、各種施策に反映してまいりたいと考えているところでありますし、また、内部的にも、職員一人一人が現在の社会情勢を正しく認識し、法務局が行政サービス官庁として、真に国民の立場に立脚した行政サービスの提供に心がけていけるようになりたいものだと念願いたしております。

終わりに、山口県土地家屋調査士会並びに県内土地家屋調査士の皆様におかれました、国民各位の期待も次第に高まってまいります中、表示登記制度の重要な一翼を担う専門職能集団として、ますます御活躍いただきますことを御期待申し上げまして、着任のごあいさつといたします。



## 着任のごあいさつ

山口地方法務局 首席登記官 杉村 錦雄



4月1日の人事異動により、山口地方法務局首席登記官を拝命し、  
過日着任いたしました「杉村」でございます。会員の皆様方には、  
何かとお世話になると存じますが、前任者同様よろしくお聞いい  
たします。

私は、7年前に本局登記部門に勤務して以来、久々振りの勤務  
であります。幸いにも旧知の先生方も多く、情が深いと同時に大変心強く思っている  
ところであります。着任早々の4月20日に調査士会、司法書士会、法務局との三者協議会  
に出席させていただき、両会の役員の方々の御発言に鑑み、当局の登記行政の運営を運営  
について、格別の御協力をいただいている様子を伺うことができました。心から感謝  
いたしますとともに、本誌をお借りして厚く御礼申し上げます。

当局の登記事務のコンピューター化は、現在まで本局登記部門、防府支局、下関支局  
がコンピューター化の指定を受け、順調に事務処理されているところであります。さら  
に、宇部支局においては、本年8月16日の第一次オープンに向けて作業は順調に進捗して  
おります。次いで、若狭支局において本年8月から移行作業を開始する予定であります。  
登記事務のコンピューター化は、情報化社会に対応した登記制度の確立のためには、  
避けて通ることのできないものであります。会員の皆様勝方の御支援と御協力をお願ひい  
たします。

また、地図整備の一環として、作年度から2年計画で萩支局において、既存地図整備作  
業を実施しているところであります。本作業は、山口県公共図書登記土地家屋調査士協会  
に委託して実施しているところであります。これにつきましても、御協力方よろしくお  
願いいたします。

いろいろ述べましたが、最近における登記行政をとりまく環境は誠に厳しいものがあ  
りますので、登記行政の適正かつ円滑な運営に対しまして会員の皆様方の、ますますの  
御支援と御協力をいただきたく、よろしくお願ひいたします。

以上、お願いばかりで誠に恐縮ではありますが、最後に、山口土地家屋調査士会の御  
発展と会員の皆様方のますますのご繁栄を祈念いたしまして、着任の御挨拶とさせてい  
ただきます。

## 2年間を顧みて

山口県土地家屋調査士会

会長 乗川 良介

平成9年5月28日、山口県土地家屋調査士会第50回定時総会において、三度会長に選任され、早2年間が過ぎました。

会長就任のあいさつで、重点目標として4項目を提示し、会務を実行して参りましたが執行部の皆様の協力の基、概ね実行できたと思っています。その4項目とは、

1. 調査士会館の建設
2. 業務処理の充実のための研修
3. 異業種交流と制度のPR
4. 連合会と連動して、事務所経営形態の研究

以上の4項目がありました。

1項目の会館建設であります。会館建設委員の皆様の昼夜分かたぬ努力により、見事に平成10年6月10日竣工し、同年6月30日竣工記念式典を挙行し、新会館で事務を開始したところであります。明るく機能性に富んだ会館完成によりいっそう会務の執行が能率化されることを期待しています。なお、会館建設に携わっていただいた関係者の方々にも厚くお礼を申し上げます。

2項目の業務処理の充実のための研修であります。業務部を中心に研修会を開催していただき、毎年継続的に研鑽を重ねているところであります。特に法2条業務の高度化に務めてまいりました。

3項目の異業種の交流と制度のPRであります。数回の準備会議を重ね、山口県法律関連士業ネットワークとして関連士業8団体で立ち上げ、創立大会を去る平成10年2月10日に挙行し、活動を開始致しました。県民サービスとして同年11月11日「ばるるプラザ山口」において一齊共同相談会も開催し、多くの相談に応じました。

また、勉強会、講演会等も開催し、相互理解と協力体制を充実しつつあるところであります。

また、PRとしては会館前の駐車場に掲示板を兼ねた看板の設置、山口・岩国・防府にPR看板を設置し、キャッチフレーズの「杭を残して、悔いを残さず」を大きく掲げ、PR

に務めているところであります。

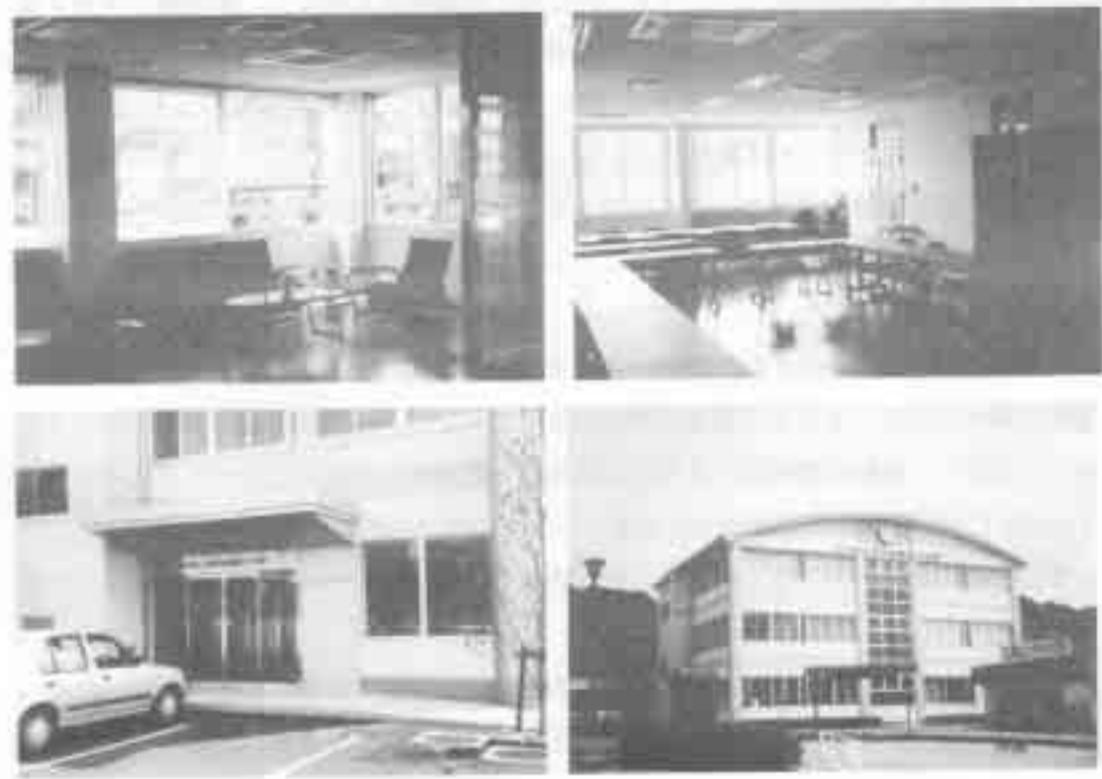
4項目の連合会と連動して、事務所経営形態の研究であります。我が山口会の研究室を中心に検討研究を実施し、本年1月7日、本部研修の一環として、研究室より中間発表の形式で発表し、会員の皆様から意見を聞いています。

以上のとおり、重点項目を掲げ、特に会館建設は不況の真夏中一大事業であったにもかかわらず、会員皆様の一致団結した協力の基、完成を見たことを大変感謝いたしております。

この会館を我が山口会の城と捉め、さらに帰属意識を高め、研修を重ね21世紀の当初に来る如何事を見越すにあたり、万全を計りたいと思ってます。

この2年間、本部役員としてご協力していただいた全役員の方々に感謝致し、また大変見事務めていただいたことにお礼を申し上げ、任期満了に対するお礼をいたします。

平成11年4月吉日



## 平成10年度第2回山口県土地家屋調査士会本部研修会開催

主 催 部 若 林 功

本年度第2回本部研修会が下記のとおり開催されました。今回は本年度研修会の中間発表会をテーマに、新会員への初の研修会として行われました。

1. 日 時 平成10年1月7日(木)

午前の部 10時~12時

(山口、防府、萩、宇部各支部会員)

午後の部 14時~16時

(徳山、岩国、下関各支部会員)

2. 場 所 山口県土地家屋調査士会館 3階 大会議室

3. 講 師 研究室員

(宇部) 関 口 優 二 (室長)

(岩国) 植 井 義 明

(徳山) 西 木 伸 士

(下関) 下 野 伸 二

(宇部) 岩 本 伸 士

4. 研修課題 「事務所の法人化問題、調査士制度改定についての対応について」

5. 発表概要

(1) 事務所経営概要のアンケート(調査士事務所実態調査)の報告

・他業種との兼業割合

・調査士単独事務所数と事務所人員別の数

・事務所の人員規模

・純人頭に占める事業規模の割合

・地域別の事務所人頭(地区別、都道府県)

・営業年数

・事務所の面積

(2) 自例(内閣官) 事務所の利点と問題点

・業務から見た利点、問題点



・経理から見た利点、問題点

(3) 年計報告からみた山口会の位置

・県別平均（1人当たり）報酬額及び全国順位

(4) 調査士の法人化問題と調査士制度改革についての対応

6. 出席会員 午前 40名 午後 31名

正月明けは皆んな暇だろう（？）ということで、正月気分も抜け切らない1月7日㈯に、本年度研修室中間発表会開催の運びとなりました。今回は新会館大会議室を会場に使っての初の研修会でしたが、収容人員の問題があり、午前と午後との2部開催という苦肉の策での試みでした。

昨年10月実施の「補助者の員数枠の撤廃」さらに現在検討中の土地家屋調査士法人制度問題と土地家屋調査士を巡る社会情勢の変化には目を見張るものがあります。昨年9月に開催しました第1回研修会につづき、出席された会員の皆様には、本研修会は今後の調査士事務所の運営について考える良い機会になったのではないかと思います。



## 公団社員業務研修会開催報告

### 協会業務部

平成10年度、社員業務研修会が、去る2月5日(金)、小郡町山口グランドホテルに於いて開催されました。

午前中の講演は、「21世紀の扉を開ける山口きらら博」と題して、山口県参与・湯田亮治氏を招いて講話を頂きました。愛称・シンボルマークの話に始まり、きらら博会場の特徴や県民、地域住民の期待など熱弁を振って頂きました。

午後は講義は、「用地調査業務の分担発注とは」の題目で、広島県公団協会より、理事長 下田敬三氏他三名を招き、副理事長 重見定氏により出席地の実態として分担発注・開発活動の経過等を講演して頂きました。

ディスカッションでは、山口県においてこれから「分担発注」をどう確立していくべきか、又業務開発していくべきなのかななど意義ある討論をすることができました。

今回も研修会が成果ある学習の場となりましたが、出席者は53名でした。多数の社員の皆様の参加と協力を頂ければ、新たな躍進も望めるのではないかと感じております。





(2/5)

小郡山口グランドホテルにて



## 法務局登記部門と山口県土地家屋調査士会との協議会議事録

1 日 時 平成11年2月18日(木) 午後1時~午後5時

2 会 場 山口県土地家屋調査士会館 3階会議室

3 出席者 山口地方法務局

品川首席登記官 中島総括表示登記専門官

田中表示登記専門官 山本総務登記官

山口県土地家屋調査士会

乗川会長 濑口副会長 三好副会長

米原部長 山根理事 大森理事 若林理事

### 4 協議事項

#### (1) 地積更正登記申請においての筆界確認書について

(調査士会)

法17条地図の区域内の筆界未定地を地図訂正・地積更正登記申請をする場合に於いて、周辺の筆界については、既に立会のもと紛争もなく確認がとれて筆界線が記入され、また、筆界未定地内の地積も確定されているので、周辺隣地の境界線が、復元測量の結果法17条地図の筆界と合致し、隣地所有者も異議がなく、確定地積との比較も誤差の範囲内であれば、筆界線の変更はないので、調査書にその旨を記載すれば立会証明書で足りると考えますが、いかがでしょうか？

(ただし筆界未定地内の所有者については、立会・申述・旧土地台帳附属地図等を参考に筆界線を記入するので、異議のない旨の確認として印鑑証明書の添付は省略できないものと考える。)

(法務局)

分筆の登記申請書には、原則として筆界確認書又は立会証明書を添付を求めてい  
るが（要領第10条）、本事例の場合で、①筆界未定地の全ての地番において、筆界未  
定の解消をする。②筆界未定地区域の面積を求積した資料（成果簿）があり、測量  
の結果、筆界未定となった全ての土地の合計面積との許容誤差範囲内にある。③筆  
界未定地区域の周辺部における各筆界点の全てにおいて境界標及び筆界が符号し、隣  
接地所有者とにおいても異議のないことが確認できる。の要件を具備した場合は、

便宜、添付を省略しても差し支えない。

(2) 分筆地番の支号(枝番)の付し方について

(調査士会)

例 100番の土地を分筆する時、特別な事情があるときに該当する場合、分筆後の地番は(100番、100番の2)とすべきで、(100番、100番1)とすべきでないと考えますかいかがでしょうか?

(法務局)

地番の支号の付し方は、不動産登記手続準則(以下「準則」という。)第116条1項4号の規定によれば、「分筆した土地については、分筆前の地番に支号を付して各筆の地番を定める。……」とされている。準則第116条1項6号には、「特別の事情があるときは、前3号にかかわらず適宜の地番を定めて差し支えない。」と規定している。

そこで、本問を準則第116条1項4号に照らせば、本番(100番)に支号を付して分筆後の土地は100番1、100番2とすることとなる。また、本問を準則第116条1項6号の特別の事情があるときと認め、本番(100番)を分筆するため、本番(100番)を残す場合は、原則的には登記官が適宜に定めて差し支えないとされていることから100番、100番1としても、100番、100番2と付番したからといって間違いでないが、昭和36年9月8日民事甲第2178号民事局長回答の趣旨から「100番、100番2とすることが望ましい。」とするを相当と考える。

(3) 残地部分の一部に争い等がある場合の筆界線の記載方法について

(調査士会)

分筆地全部について筆界確認をするのは当然であるが、いわゆる残地部分の一部について境界に争い等ある場合は、疎明書面(上申書等)が必要であるが、その場合の図面上における表記方法は、実線で辺長の記載のないもので良いと思いますがいかがでしょうか?

(法務局)

分筆の申請書に添付する地積測量図は、原則として分筆前の土地全部について測量した土地の形状を図示することとなっているが、特別の事情がある場合は、この限りではないとされている(要領第8条4号)。残地部分の一部(僅少な部分)にお

いての筆界が確認できない場合、その部分については特別の事情があるものとみなし、地積測量図を作成する場合は破線の表示とし辺長の記載は要しない。また、括弧書きで（筆界未確定）と添え書きするものとする。

#### (4) 土地家屋調査士法第19条（非調査士等の取締り）について

(調査士会)

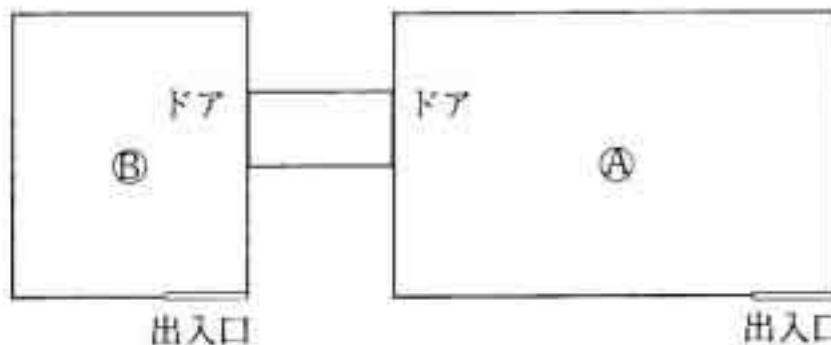
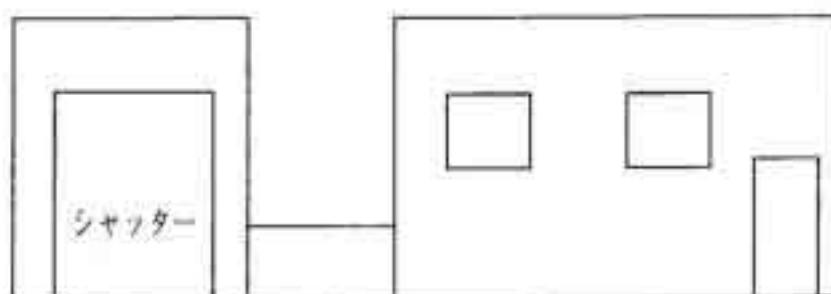
昨年に行った我々土地家屋調査士会の調査により、調査士会員でないものに対しての委任状添付による地積測量図面が数次に渡り提出されており、土地家屋調査士法第19条に抵触するものと思われますが、貴庁としてのお考えは、いかがでしょうか？

(法務局)

不動産の表示に関する登記につき必要な調査、測量を土地家屋調査士又は協会以外の者が反復継続して行った場合は、土地家屋調査士法第19条に該当するので、その旨の説明及び指導に努める。

#### (5) 連絡通路で接続した増築登記について

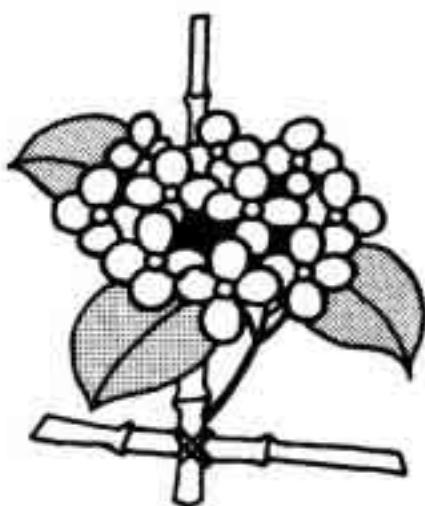
(調査士会)



A建物（店舗・事務所）を新築し登記後、B建物（倉庫）を増築、連絡通路ありこの場合、連絡通路部分は床面積から除外しB建物をA建物の附属建物として登記することについてどうか？（通路部分は土地定着性・外気遮断性あり、人貨滞留性については無いと判断しています。

（法務局）

連絡通路部分に、その建物の用途に見合った生活空間（人貨滞留性）があれば床面積として参入することができる。出入口がA建物の部分の建物のみでありB建物に存しない場合は増築となる。また、B建物を附属建物とする登記は、効用上一体として利用される状態にあること、効用上主従の関係にあること、及び所有者の意思の存否により客観的判断により取り扱うこととなる。



## 法務局登記部門・山口県土木建築部用地課と 山口県土地家屋調査士会との協議会議事録

1 日 時 平成11年2月18日(木) 午後3時～午後5時

2 会 場 山口県土地家屋調査士会館 3階会議室

3 出席者 山口地方法務局

品川首席登記官 中島総括表示登記専門官

田中表示登記専門官 山本総務登記官

山口県土木建築部用地課

橋本係長 河村主事 中濱主事

山口県土地家屋調査士会

乗川会長 潤口副会長 三好副会長

米原部長 山根理事 大森理事 若林理事

### 4 協議事項

#### (1) 境界確認書の書式上の再確認

(調査士会)

建設省所管法定外国有財産とこれに隣接する土地との境界確認書には、実測平面図・断面図を添付しますが、実測平面図の中に境界点の座標値も記載すべきものと思います。いかがでしょうか？

(県土木)

建設省所管国有財産管理事務の手引き(平成9年4月 山口県土木建築部用地課)の31～32ページにより、境界確認した各点を現地において正確に特定できるよう座標値の記載を求めてます。

#### (2) 従前境界確認が行われている土地の対側地の境界確認について

(調査士会)

従前に建設省所管法定外国有財産とこれに隣接する土地との境界確認書を取り交わしている個所について、その後、当該国有地を挟んだ対側地から境界確認申出があり確認書を取り交わす場合において、あらためて隣接土地所有者としての立会及

び確認書への署名、押印を得る必要がありますか？

(県土木)

従前に確定した境界の各点を境界確認書添付の実測平面図により現地で特定することが可能であること及び従前に境界確認を行った相手方の土地に対し、その後、新たに土地所有権を有するに至った者がいない場合については、境界確認書への署名、押印の必要はありません。新たに土地所有権を有するに至った者がいる場合は、当該者から署名、押印を得る必要があります。

なお、立会については、従前に行った境界確認との整合性を図ること及び境界確認を行ううえで重要な証言を得ることが可能であるので必要です。

(3) 山口県土木建築部及び出先土木建築事務所にて携わった土地の測量データ公開のお願い

(調査士会)

山口県土木建築部及び出先土木建築事務所が携わった土地について土地分筆登記がなされた土地で残地部分に辺長の記載はありますが、境界標がない場合があり境界点が不明なため、境界確認が困難です。

貴土木事務所及び出先事務所に保存されている図面や座標データを公開していただければ、境界確認がスムーズに行われます。

(県土木)

用地取得のために得た情報については、公開しないということを前提に関係者と用地交渉を実施してきています。

この状況において、県が得た情報を県の一方的な判断により公開すれば、関係者との信頼関係が損なわれることが予想され、ひいては今後の円滑な事業執行に支障をきたす恐れがあります。

のことから、情報公開条例第9条（開示しないことができる公文書）第6号（行政運営情報）及び第7号（協力信頼関係情報）に該当するものとして非開示しています。

## 研修日記

下関支部 勝又 郁

## 3月12日



広島県土地家屋調査士会の中友会長による叱咤激励のあいさつとともに第1日目の講義が始まった。朝5時半に起きて出てきたことによる寝不足がたり、前半は睡眠を取るのに忙しかった。

この日の講義の中で、所有権界と筆界は違うのだというのが心に残った。

## 3月13日

今日は、今回の研修の中での私にとってのマイシンド、測量実習である。測量の経験がないのは、ただただと思っていたのに、6人グループの中で、私も含め3人もいたのには、びっくりした。やはり測量は楽しい。

## 3月14日

調査・測量実施要領2冊の本を、長時間にわたり解説された。講師の方も含め、皆疲れていたようだ。その後の長力副会長の講義で気分も変わり、あっという間に夕食の時間となる。

## 3月15日

最後の日。この日は、15:30で終わりだったので、全体的に時間が足りなかつたようだ。しかし、実際の仕事ですぐに役立つことばかりで、とても集中して聞いた。

参加する前は長いと思っていたこの研修も受けてみるとあっという間に過ぎてしまった。

書いたことを忘れないうちに、早く仕事がしたいといふ思いで、帰路についた。

## 研修会に参加して

山口支部 八木 雪



新入会員研修会の日が近づく、学生時代から席について長時間講義を受けるのが大の苦手の私にとって今更何故という感じがする。出来得るなら欠席したいという気持ちだが、そういう訳にもゆかず病気にでもなれば念じつつ当日が来る。思いきって出かけてみる。

研修会は、広島会の会長をはじめ講師の方々の熱心な御指導により、つい引き込まれて聞き耳を立てる。自分の今まで考えていたことと、他会でのあり方等を比較して参考になったことも多かった。特に境界確認の大切さについては改めて再認識することができた。懇親会などにおいても、これまで知らなかつた人と話し合いの場を持つことが出て有意義であったと思う。研修会の結果を今後の仕事に生かして行くよう頑張りたいと思う。

最後に、広島会の方々には大変お世話になり又、研修の機会を与えてくださった山口会の皆様に御礼を申し上げます。

## 新入会員研修会に参加して

下関支部 井上信宏



3月12日からの3泊4日の新入会員研修会に参加しました。参加する前日までは、長い長い研修会になるだろうなと思っていましたが、実際に参加してみるとあっという間に過ぎ去ってしまいました。

広島県土地家屋調査士会会长の、国家資格としての調査士制度に対する想い、各会員の規則遵守に対する想いと、熱のこもった挨拶から始まりました。各担当役員の熱心な指導に感心しつつ、聞き入ってしまいました。特に事故例では、ほんのチョットしたミス、勘違いが、重大な事故に繋がっていくこと。依頼者及び関係者との徹底した確認の必要性など、自分に当てはめ、今一度考えさせられました。又、報酬の運用、都市計画法等の

関係法令について、日頃疑問に思っていたことが、解決していく思いでした。

調査士としての職責の重さを痛感し、日々勉強を重ねなければと痛感致しました。

最後に今回お世話して頂いた広島県土地家屋調査士会の役員の方々に感謝しつつ終わりに致します。有難うございました。

## 研修会の感想

下関支部 山崎義文



このたびの研修会では、3泊4日の長時による研修会に参加をさせてもらいました。研修内容は、地図訂正、公用廃止の手書きの仕方、及び境界確認の実務、調査測量実施要領の解説、面積額の計算、測量の実務、都市計画法などの関係法令の解説その他でした。私としては、研修内容の全体的にも大変役立つ内容でしたけど、中でも、調査測量実施要領、不動産表示登記事務取扱要領の第一条から順に各条文による解説。又地図訂正の解説中の公園の沿革について、建築基準法に基づく道路幅の説明でした。調査測量実施要領等は、普段実務で必要な時、必要な箇所しか目を通さず、今まで仕事をしてきましたけど、改めて第一条から順に解説を聞きながら読みますと、土地家屋調査士と言う責任度の高い職務を如何に不当な事故を起こさず、正しく責任をとれる様な仕事をするか。又今まで先輩の方々が教えてくださった実務内容の再確認等、より一層の理解ができました。公園の沿革については、土地台帳附属地図他、多種の図面の作成までの経緯、作成方法等を学び、これから実務で取り扱う境界線の性格の理解を深めていきたいと思います。建築基準法の道路幅については、登記関係では無い法令とはいえ、調査士としては必ず知っておきたい事項だと思いました。最後に、今回の研修会は、私と同じくまだ開業して間もない調査士の方々と知り合いになる事が出来ました。そこで、自分はまだ実務経験年数が少ないので調査士としてどの程度のレベルなのかを考え、目標の有る職務にしたいと思います。

このたびの研修会では、3泊4日の長時による研修会に参加をさせてもらいました。研修内容は、地図訂正、公用廃止の手書きの仕方、及び境界確認の実務、調査測量実施要領の解説、面積額の計算、測量の実務、都市計画法などの関係法令の解説その他でした。私としては、研修内容の全体的にも大変役立つ内容でしたけど、中でも、調査測量実施要領、不動産表示登記事務取扱要領の第一条から順に各条文による解説。又地図訂正の解説中の公園の沿革について、建築基準法に基づく道路幅の説明でした。調査測量実施要領等は、普段実務で必要な時、必要な箇所しか目を通さず、今まで仕事をしてきましたけど、改めて第一条から順に解説を聞きながら読みますと、土地家屋調査士と言う責任度の高い職務を如何に不当な事故を起こさず、正しく責任をとれる様な仕事をするか。又今まで先輩の方々が教えてくださった実務内容の再確認等、より一層の理解ができました。公園の沿革については、土地台帳附属地図他、多種の図面の作成までの経緯、作成方法等を学び、これから実務で取り扱う境界線の性格の理解を深めていきたいと思います。建築基準法の道路幅については、登記関係では無い法令とはいえ、調査士としては必ず知っておきたい事項だと思いました。最後に、今回の研修会は、私と同じくまだ開業して間もない調査士の方々と知り合いになる事が出来ました。そこで、自分はまだ実務経験年数が少ないので調査士としてどの程度のレベルなのかを考え、目標の有る職務にしたいと思います。

## 新人研修会に参加して

岩国支部 松井 郁



寄る年波には勝てず。温泉大好きイヤジになってしまった私は湯坂温泉での新人研修会を楽しみにしておりました。調査士会の先輩の方々も軽い取り扱いをするものだと感心しておりました。

しかし、中友会長、長力副会長の迫力あるご挨拶で、汗が流れ気分も消し飛んでしまい。調査士の社会的責任の重さ。もつべき心構えを切々と説く両氏に感銘を受けました。

また、同じ悩みを持つであろう新人調査士の方々との距離も深めることができ。有意義でありました。そのなかでも、ある先輩より「調査士は、道は迷ぬが命運が建つ。調査士は即でかせげ！」と教えられ、さすが先輩調査士さんはうまいことを囁く。

ご存じのとおり、50年に一度の社会的大変革の真っ直中にある今を、自己責任と競争の社会と位置づけていますが、調査士として登録した以上「ペテンも新入もない厳しい評価」がされる現実を直視しつつも、調査士業を経営の観点からみると明日の商売がたきでもある新人調査士を教育するために貴重な時間をささ4日間におよぶ内容の濃い研修会を受けさせていただき、調査士会の皆様に感謝しております。

## 新入会員研修に参加して

山口支部 遠藤一正



中国ブロックの平成10年度新入会員研修会が、広島県竹原市で、平成11年3月12日から15日までの3泊4日の日程で行われた。

研修の内容は、12日が会員心得、地図訂正・公用廃止、境界確認の実務、表示登記に関する主要先例、事故例・経験談で、13日が測量実習・計算実習、調査士の民事責任で、14日が調査測量実施要領、表示登記事務取扱要領で、15日が報酬計算、登記制度の沿革、都市

計画法だった。

どの講義も実務をするうえで重要だが、私にとって特に重要なのは、筆界確認の実務である。筆界を間違ってしまうと、損害賠償や工事のやり直しの対象になるだけではなく、信用を失ってしまう。調査士保険でまかなえば済むというものではない。

事故例・経験談の講義でも、色々な事故例、失敗例を聞いた。以上のことふまえて、これから実務に生かそうと思った。

参加する前は、仕事を休んで、しかも休日返上で参加するのはあまり気が進まず、正直言って、強制参加なので仕方なく参加したのであるが、いざ参加してみると、得たものが大きなかつたように思う。私は、よその事務所での実務経験がなかったので、他の調査士の方のやり方は、大いに参考になった。

最後に、この研修会の参加資格について一言。参加資格は登録者に限っているようだが、有資格者でしかも開業予定のある人も、参加できるようにして欲しかった。開業してから事務所を留守にするのは抵抗があり、司法書士会では、登録前研修が可能であるから、調査士会でも是非そうして欲しい。



## 調査士会と公団協会との協議会

今回で2回目です。第1回目のときは会館の使用方法や、公団協会の現状についての説明がありました。

今日は、調査士会と公団協会の人事異動説明や、三者協議会へ公団協会の出席希望の要請などの提案がありました。

今後このような会議を充実させ、新年度役員に両会の発展をお願いする事とした。



## 支 部 研 修 会

宇部支部 藤本精二

支部研修会をよりかえって見て、情報の公開がどんどん進んで行くと同時に、見てわかる時代へと変化してゆくように思われます。地図面図は単に求積図、求積表の紙から複数の位置の形状を誰にでもわかる情報として残していくと思います。デジタルカメラによって、データ管理が簡単となり、いつでもとり出しができ、フィルム、ネガ、プリントの不要により資料の整理がより簡略化され、調査データの時後管理がスマートになり事務所内の収納スペースが、少ったりとなると思われます。今後、カーテーコピー器の性能が良くなり、安い価格になれば、スピードが増すものと思います。

今回山口支所の方々と一緒に行えたことにより、研修会で良いものは、情報を流しあって、一緒にできればと思いました。

宇部支部研修会(2/27)

山口本部にて



宇部支部研修会（2/27）

山口本部にて



## 原野友一先生米寿を迎える

(宇都支部)



平成11年2月5日原野事務所にて



「先生は、今日で、米寿（88歳）をお迎えです。調査士会の創世紀の重鎮として、長く監事の役職をも引き受けさせていただきました。会を代表して米寿をお祝いし感謝申し上げるために参上しました」との会長の言葉に、幕間に「感謝状」を授けられる原野友一先生です。

現在、会認会計士の資格でも活躍中で、私立学校などどうしても先生でないといけない法人であり、「目を閉じるまで現役を続けたい」と語っていました。体に特別悪いところもないが、健脚には特に気をつけている。最近、調査士の仕事は避けているので、後輩のこととは疎くなつたが、若い人の活躍を期待しているので、よろしく伝えてくれとのこと。

（文： 瞿口清二 副会長）

## 「不動産表示登記」無料相談開催場所・相談件数

日 時	場 所	件 数	相 談 内 容
4月1日(木) 9:00~15:00	「山口地方法務局 岩国支局」 岩国市錦見1丁目16-35	4	
4月1日(木) 9:00~15:00	「山口地方法務局 柳井出張所」 柳井市柳井2564-63	2	土 地 分筆・合筆 地目変更 地積更正等
4月3日(土) 10:00~15:00	「サンリブ下松店」 2階 中央広場 下松市大字末武上1724の3	5	
4月1日(木) 9:00~15:00	「防府地方合同庁舎」4階共用会議室 防府市寿町6番39号	14	建 物 新築・増築 滅失・分割 区分等
4月1日(木) 9:00~15:00	「山口県土地家屋調査士会館」 山口市惣太夫町2番2号	3	相談員 山口県土地家屋 調査士会会員
4月1日(木) 9:00~15:00	「萩地方合同庁舎」地下1階 萩市平安古599-3	0	
4月1日(木) 9:00~15:00	「長門市物産観光センター」会議室3 長門市正明市四区	2	
4月1日(木) 9:00~15:00	「宇部地方合同庁舎」3階法務局会議室 宇部市新町10番33号	1	
3月29日(月) 9:00~16:00	「山口地方法務局 下関支局」 下関市竹崎町4丁目6-1	5	
合 計		36	

## 年計表から見る山口会の実情

総務財務担当副会長 瀬 口 潤二

調査士会の全体の取扱集計表です。

	平成10年度	平成9年度	増減率
取扱報酬金額	3,254,160,454円	3,606,804,041円	-10%
取扱事件数	28,558件	32,655件	-13%
(内嘱託事件数	3,789件)		
一人当平均報酬	12,279,851円	14,034,257円	-13%
一人当平均事件数	108件	127件	-15%
会員数	265人	257人	3%

以上の通り、事件数は、前年比から一人あたり15%の減少が見受けられます。同時に、一人当たりの平均報酬は、記録を取り始めて、初めて減少です。

毎日のマスコミで報道されているとおり、わが、調査士会にも不況の波が押し寄せたことを実証していると思います。

特に、3000万円以上の報酬取扱いをしていた人の減少がめだち、1500万円未満の報酬取扱いをしていた人の増加となり、調査士業務の厳しさを反映していると思います。

この様に我々を取り巻く環境が、報酬においては、減少傾向を見せながらも、表示登記の専門家には、さらなる自己責任を要求される時代に突入しています。

調査士会の執行部は、この現状を認識し、事務の効率化を前提に予算編成を行うこととしました。

昨年の定時総会で指摘のありました「調査士会は、どういう組織であるのか」を根本から考え直しながら組織運営する時期にきています。

21世紀に向けて、社会情勢は大きく舵を切り始めました。「調査士会の一人一人の自己改革なしには、資格そのものが不要になりかねない」とする民事局第三課長の言葉は、決して絵空事ではないようです。このような情勢であることを念頭に、この厳しさを乗り越え21世紀を迎えるようではありますか。

事務局だより

## 会員異動状況

## 1. 会員入脱会状況

支部	地区	氏名	入脱会年月日	備考
山 口	山 口	松 永 郁	11. 2. 28	癡 楽
下 関	下 関	日比野 浩 之	11. 3. 1	入 会
山 口	山 口	原 田 英 樹	11. 4. 1	入 会
下 関	下 関	大 田 浩 治	11. 5. 10	入 会

## 2. 事務所住所変更

支 部	氏 名	年月日	変更事項	変 更 事 項	TEL
宇 部	松 永 秀 治	10.11.19	本 籍	宇部市大字小野3824番地の2	
		10.11.17	住 所	〒754-1311 宇部市大字小野3824番地の2	(0836) 64-2185
		11. 4. 2	事 務 所	〒755-0151 宇部市大字西岐波1635番地の1	
岩 国	都 地 素 臣	11. 1. 1	事 務 所	〒742-1403 熊毛郡上関町大字室津767番地	
宇 部	瀬 口 潤 二	11. 2. 22	住 所	〒756-0060 小野田市高千帆台一丁目5番 3号(住居表示)	
徳 山	田 中 拓 朗	11. 3. 1	事 務 所	〒745-0825 徳山市秋月三丁目11番5号	(0834) 39-0001
山 口	渡 邊 英 雅	11. 3. 8	事 務 所	〒753-0011 山口市大字宮野下2893番地の1	(0839) 28-8331
徳 山	三 浦 隆	11. 4. 2	事 務 所	〒746-0012 新南陽市政所二丁目4番16号	(0834) 61-0100
山 口	平 岡 真 二	11. 4. 5	事 務 所	〒753-0214 山口市大字大内御堀2125番地	(0839) 28-1863

## 会務報告

年月日	会務	備考
11.1月4日(月)	研究室・業務部合同会議	調査士会館
7日(木)	本部研修会	調査士会館
7日(木)	会員指導協議会	山口地方法務局
1月22日(金)	業務部会	調査士会館
28日(木)	中国ブロック第3回会長会議・中公連との合同会議	広島市
29日(金)		
29日(金)	第4回法律関連士業ネットワーク理事会	弁護士会館
30日(土)	愛媛会館竣工式	松山市
2月4日(木)	総務・財務部会	調査士会館
5日(金)	原野友一会员 長寿祝	小野田市
10日(水)	第2回役員推薦委員会	調査士会館
18日(木)	法務局登記部門との協議会	調査士会館
18日(木)	法務局・県用地課との協議会	調査士会館
25日(木)	第2回全国会長会議	東京都
26日(金)		
3月5日(金)	第3回役員推薦委員会	調査士会館
8日(月)	正副会長会議	調査士会館
8日(月)	新入会員登録済証交付式	調査士会館
11日(木)	広報部会	調査士会館
12日(金)	新入会員研修会(15日まで)	広島市
15日(月)	会員指導協議会	山口地方法務局
17日(水)	GPS設置の件 結果報告	調査士会館
25日(木)	公団協会との協議会	調査士会館
29日(月)	「表示登記の日」登記無料相談	下関市会場
4月1日(木)	「表示登記の日」登記無料相談	県下7会場
2日(金)	第1回法律関連士業ネットワーク理事会	ばるるプラザ山口
3日(土)	「表示登記の日」登記無料相談	下松市会場
9日(金)	正副会長会議	調査士会館
15日(木)	監査会	調査士会館
20日(火)	法司調三者協議会	司法書士会館
28日(水)	理事会	調査士会館

## 広報部会お礼の言葉

広報担当副会長 小嶋慎一郎

長い間役員を経験させていただきました。お世話になりました。

ここ2期は広報の担当副会長ということで、これと言った成果もあげられずに皆様に恥をさらした格好になってしまいました。何年か前、恥を知らずに、テレビにも出させていただきましたが良い思い出です。記念に家族に録画するように頼んでいたのですが、録画ミスによりビデオが取れていませんでした。事務局にも残っていません。

恥の上塗りといわれてもかまいません。もし、お持ちの方がありましたらダビングしてくれませんか？

広報部 松田邦利

良き仲間に囲まれ大変充実した2年間でした。

今後また何かお役に立てる様な事がありましたら是非声をかけて下さい。

ありがとうございました。

広報部 坂本敬子

任期最後の会報編集会議を終えて、振り返って見ると、先輩理事の手際良い作業に感心している間に会報が出来上がっていたような気がする。理事としてどれだけ会に貢献出来たかは、疑問であるが、本部の活動に参加したことで、会員と会とのかかわり方にについて、考えさせられた二年間だった。

広報部 上村 栄

二期(四年間)、本会での広報活動に参戻しまして色々と勉強する余地が沢山有る事と  
痛感し、今後会員各位の絶大なる広報活動が重視される事を望まれる。私自身、任務  
中に身体の衰弱を覚えた折り、部員仲間から「叱咤」激励を受け、「和気滿面」のうちに  
過させて頂きました事を深謝し、これからも本会が世間の地位確立向上に邁進する様に  
祈願致します。

広報部長 高杉千河生

2年間大変ありがとうございました。延べ四年間広報部を担当し、同窓いもありましたが、発行できました事を、広報部担当の小島副会長、四年連続の上村栄理事、岩国支  
部の松田邦利理事、そして紅一点の坂本敬子理事、前期では阿部次男理事、河内正幸理  
事、そして諸君の皆様ありがとうございました。



発行 山口県土地家屋調査士会  
山口市惣太夫町2番2号 〒753-0042

電話 (0839) 22-5975

FAX (0839) 25-8552

振替 01590-5-11085

発行者 山口県土地家屋調査士会

会長 乗川 良介

広報担当副会長 小嶋慎一郎

広報部長 高杉千河生

部長 松田 邦利

タ 坂本 敬子

タ 上村 栄

印刷所 西京コーポレーション

山口市中央5丁目15番11号

電話 (0839) 24-3130



## JAPAN EXPO YAMAGUCHI 2001 山口きらら博

21世紀未来博覧会



### 開催概要

- 正式名称 JAPAN EXPO YAMAGUCHI 2001  
21世紀未来博覧会
- 動 動 山口きらら博
- 開催期間 西暦2001年(平成13年)  
7月14日(土)~9月30日(日)  
[会期79日間]
- 開催場所 向知道子拓地(山口県周知道町)

<http://www.pref.yamaguchi.jp/2001expo.htm>